



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和5年12月1日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「網膜剥離」「眼内炎」「眼外傷」「急性緑内障発作」の傷病名に対して緊急手術を行っていただければ、A205「1」救急医療管理加算1の算定を認める。 また、この場合、原則、入院当日に手術を施行していただければ可とする。	網膜剥離、眼内炎、眼外傷、急性緑内障発作の緊急性は、広く認識されている。今後、これ以外に新たな見解が出てくればその時に対応することとし、現時点では、この4つとした。 また、当該疾患は、放置すると失明の恐れがあり、少しでも早く手術を施行することから、原則、入院当日に手術を施行していただければ可とした。	適用年月 令和6年3月診療分
2	K781「1」経尿道的尿路結石除去術(レーザーによるもの)後 K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術の算定を認める。	K781「1」経尿道的尿路結石除去術(レーザーによるもの)後の尿管ステントの留置は、急性腎盂腎炎等の発症抑制に必要である。 したがって、K781「1」経尿道的尿管結石除去術(レーザーによるもの)後に留置した尿管ステントを抜去するための K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術の算定は、原則として認められる。 なお、K781「1」経尿道的尿路結石除去術(レーザーによるもの)と同日の K783-3 経尿道的尿管ステント抜去術は想定していない。	適用年月 令和6年3月診療分

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

- ・ 混合審査室 眼科・産婦人科審査課 TEL:06-7712-4751(谷口)
TEL:06-7708-4514(塚本)